

# 自転車利用者のヘルメット着用努力義務化!

～令和5年4月から～

皆のもの～、  
自転車に乗るときは、  
ヘルメットを  
かぶろうマル！



## (改正道路交通法第63条の11)

### ① 自転車の運転者等の遵守事項

- (1) ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- (2) 他人を同乗させる場合は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



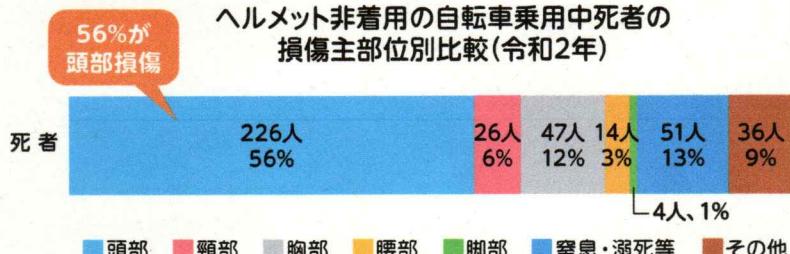
### ② 保護者の努力義務

児童、幼児が自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

※ヘルメットは正しく着用しましょう。



ヘルメット非着用時の致死率は  
着用時と比べ約3倍も高くなります



※令和3年交通安全白書資料による

ヘルメット着用状況別の  
致死率比較(令和2年)



※令和3年交通安全白書資料による

山梨県自転車交通安全  
ロゴマーク

山梨県・山梨県警察・山梨県交通対策推進協議会

